

議案第241号

大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部を
改正する条例案

大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、その属する世帯に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する兄又は姉その他同法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない兄又は姉で教育委員会規則で定めるものが2人以上いるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

幼稚園の保育料の減免の対象となる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例 (抄)

(保育料の減免)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、教育委員会規則で定めるところにより、保育料を減免することができる。

(1)-(2) 省 略

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、その属する世帯に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園又は同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する兄又は姉その他同法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない兄又は姉で教育委員会規則で定めるものが2人以上いるもの

(3)-(4) 省 略
(4) (5)